

社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 地域手当

オ 扶養手当

カ 住宅手当

キ 通勤手当

ク 超過勤務手当

ケ 夜間勤務手当

コ 宿直勤務手当

サ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年末年始勤務手当

(エ) 早朝勤務手当

(オ) 夜間勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

シ 期末手当

ス 勤勉手当

セ 単身赴任手当

ソ 一時金

2 前項のうち、本俸、業務手当及び扶養手当を基準賃金（以下同じ。）とする。

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、通常の勤務日において8時間勤務する職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、通常の勤務日において7時間勤務する職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員(以下「常勤職員」という。)の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員(以下「日給等職員」という。)の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡り及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日(以下「昇給日」という。)に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、育児休業、介護休業及び産前産後休暇(以下「休職等」という。)中のもものは昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用した場合において、適用した日から5年間については理事長が別に定める基準において、昇級のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りとは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

(2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき

(3) 人事考課の結果が特に良好であるとき

(4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき

(5) その他理事長が必要と認めたとき

10 渡りは、1回限りとする。

11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りの適用を受けた者が、前項各号（第3号を除く。）に該当する場合並びに次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。

(1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勸奨退職するとき

(2) 就業規則第15条に規定する一般退職する場合で、前項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき

12 昇格に伴う昇給又は渡りを定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。

13 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(降給の基準)

第5条の3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。

2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。

(給与の支払)

第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、地域手当、住宅手当、通勤手当及び単身赴任手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。

2 月の途中の退職、採用又は休業等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、地域手当及び単身赴任手当については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。

3 育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等により勤務しない時間がある月の給与若しくは勤務しない日と勤務しない時間がある月の給与は、次の式により計算した額を減じた額を支給する。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

$$\frac{\text{本俸} + \text{管理職手当} + \text{業務手当} + \text{役職手当} + \text{地域手当}}{170} \times \text{時間数}$$

4 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。

(管理職手当)

第7条 就業規則第3条第3項に掲げる参事、副参事及び参事補に次に掲げる管理職手当を支給する。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 参事(理事長を兼務する者) | 月額90,000円 |
| (2) 参事(常務理事を兼務する者) | 月額80,000円 |
| (3) 参事 | 月額70,000円 |
| (4) 副参事 | 月額60,000円 |
| (5) 参事補 | 月額50,000円 |

(役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会管理規則に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員

に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主任		25,000円
グループ長		15,000円
副グループ長		5,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	20,000円
	それ以外の者	15,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円

2 前項に掲げる主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、リスクマネージャー及び基幹的職員を同一職員が兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。

(業務手当)

第9条 業務手当は、社会福祉法人管理規則第4条に規定する直接処遇職員、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、20,000円を上限とする。

2 業務手当の額は、次の各号に掲げる計算式により支給する。

(1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）に勤務する職員

$2,000円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$

(2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員

$500円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$

3 業務手当は、管理職員、日給等職員及び本俸表を適用しない再雇用者には支給しない。

4 本俸表を適用する再雇用者の業務手当は、第2項第1号に規定する施設に勤務する者は2,000円、第2号に規定する施設勤務又は事業従事する者は500円とする。

5 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。

6 前項の規定により第1項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その端数が6月を超えるときは1年とする。

7 第2項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

8 前項において、年次有給休暇がを取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設名	地域手当率
内原和敬寮、内原深敬寮	3%

さくらの森乳児院、つくば香風寮	5%
-----------------	----

- 2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)□
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額120万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額額は、次のとおりとする。

区 分		扶養手当月額	備 考
配偶者 がある 場合	配偶者	15,500円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は1人につき、2,500円を加算する。
	子、父母等2人目まで	5,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	
配偶者 がない 場合	子、父母等1人目	11,000円	3月31日までの間は1人につき、2,500円を加算する。
	子、父母等2人目	3,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	

- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

(住宅手当)

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

- (1) 家族とともに居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員
- (2) 自らが居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている単身職員のうち次の者
 - ア 高萩市内の施設等に勤務し、高萩市内に居住する職員、ただし、理事長が特別の事由として認める以外の勤務地から15Km以内に自宅(親元等)のある者を除く。
 - イ 内原同仁会子どもセンター及びつくば同仁会子どもセンターに勤務し、勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に居住する職員、ただし、理事長が特別の事由として認める以外の勤務地から15Km以内に自宅(親元等)のある者を除く。

2 住宅手当の月額、次のとおりとする。

区 分		住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃	支払っている家賃の額
	21,000円を超える家賃	次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

- 3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。
- 4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月(それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日の場合は、その日の属する前月)をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その日の属する月)から行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2km以上の距離があり、かつ2km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、日給等職員の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1kmにつき 300円
バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に交通機関利用者は1か月の定期券の写しを、バイク又は自家用自動車利用者は対人賠償責任保険証書(対人賠償額が無制限のものに限る。)を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。

- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40Km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10Kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金の割に振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割に振られた施設に勤務したものとみなす。

（超勤手当）

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 公休日以外の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.25 \times \text{時間数}$$

(2) 公休日以外の場合(22:00から翌日6:00までの間)

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$$

(3) 公休日（代休日を与えない場合）の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(4) 公休日の場合（代休日を与えない場合で22:00から翌日6:00までの間）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(5) 公休日（代休日を与えた場合）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日（代休日を与えた場合で22:00から翌日6:00までの間）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.60 \times \text{時間数}$$

2 超勤手当は、管理職員には支給しない。

（夜勤手当）

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前6時までの間に勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げる。

基準賃金

170

× 0.35 × 時間数

- 2 前項の計算により算出した金額が、下表による勤務時間区分毎の金額に満たない場合は、下表の金額を支給する。

勤務時間区分	夜勤手当額
午後10時から午前0時までの間勤務	1 勤務につき 2,000円
午前0時から午前6時までの間勤務	1 勤務につき 4,000円

(宿直手当)

- 第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1 宿直につき 7,600円
管理宿直	1 宿直につき 6,000円

(日勤手当)

- 第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区 分	勤務内容	手当額(1 勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円
年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早朝勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
夜間勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

- 2 早朝勤務と夜間勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。
 3 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。
 4 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

- 第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

- 2 期末手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

$$\text{基準賃金} \times \text{支給率} \times \text{支給割合}$$

- 3 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.375	12月10日

4 期末手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6月1日	0	0
	3か月未満	30/100
	3か月以上～5か月未満	60/100
12月1日	5か月以上～6か月未満	80/100
	6か月	100/100

5 減給（就業規則第49条第16号に該当する場合を除く。）、勤務停止、休職、療養休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、生理休暇及び特別休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった日として取り扱う。

6 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

（基準賃金＋管理職手当）×支給率×支給割合

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

4 勤勉手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6月1日	0	0
	15日未満	5/100
	15日以上～1か月未満	10/100
	1か月以上～1か月15日未満	15/100
	1か月15日以上～2か月未満	20/100
	2か月以上～2か月15日未満	30/100
12月1日	2か月15日以上～3か月未満	40/100
	3か月以上～3か月15日未満	50/100
	3か月15日以上～4か月未満	60/100
	4か月以上～4か月15日未満	70/100
	4か月15日以上～5か月未満	80/100
	5か月以上～5か月15日未満	90/100
	5か月15日以上～6か月未満	95/100
	6か月	100/100

5 勤勉手当の支給については、前条第5項を準用する。

6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第49条第16号に該当する場合を除く。）を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。

7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（単身赴任手当）

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場

合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となるときは単身赴任手当の支給対象としない。

- (1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき
- (2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき
- (3) 配偶者が引き続き就業するとき
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき
- (5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき

2 単身赴任手当の月額、次のとおりとする。

区 分		単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満	30,000円
	100Km以上	38,000円

3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月の属する月）から行うものとする。

（一時金）

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給することができる。

- (1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。
- (2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (3) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。

（給与の支払方法）

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

（給与からの控除）

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料

- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除
(休業手当)

第24条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第25条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間において収支均衡が見込めないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

- (1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止
- (2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額
(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額(100円未満は切上げ)を加算する。
- 3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。
- 4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。
- 5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

- 1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級
	8等級	8等級
医療職俸給表 (一)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
医療職俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級

(二)	4 等級	4 等級
	5 等級	5 等級
	6 等級	6 等級
	7 等級	7 等級

- 3 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表 5 等級から 8 等級、医療職俸給表（一） 5 等級、医療職俸給表(二) 5 等級から 7 等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47
22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69

33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75
36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81
39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89
43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51

27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39

21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。
- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりとする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

別表 1

社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
1		173,700	189,500	213,100	234,300	264,900	299,400	318,500	339,800
2		175,500	191,100	215,100	236,500	267,100	302,000	320,900	342,900
3		177,300	192,700	217,100	238,700	269,300	304,600	323,300	346,000
4		179,100	194,300	219,100	240,900	271,500	307,200	325,700	349,100
5	135,000	180,900	195,900	221,100	243,100	273,700	309,800	328,100	352,200
6	136,100	182,700	197,500	223,100	245,300	275,900	312,400	330,500	355,300
7	137,200	184,500	199,100	225,100	247,500	278,100	315,000	332,900	358,400
8	138,300	186,300	200,700	227,100	249,700	280,300	317,600	335,300	361,500
9	139,400	188,100	202,300	229,100	251,900	282,500	320,200	337,700	364,600
10	140,500	189,900	203,900	231,100	254,100	284,700	322,800	340,100	367,700
11	141,600	191,700	205,500	233,100	256,300	286,900	325,400	342,500	370,800
12	142,700	193,500	207,100	235,100	258,500	289,100	328,000	344,900	373,900
13	143,900	195,300	208,700	237,100	260,700	291,300	330,600	347,300	377,000
14	145,000	197,100	210,300	239,100	262,900	293,500	333,200	349,700	380,100
15	146,100	198,700	211,900	241,100	265,100	295,700	335,800	352,100	383,200
16	147,200	200,500	213,500	243,100	267,300	297,900	338,400	354,500	386,300
17	148,300	202,300	215,100	245,100	269,500	300,100	341,000	356,900	389,400
18	149,400	204,100	216,700	247,100	271,700	302,300	343,600	359,300	392,500
19	150,500	205,800	218,300	249,100	273,900	304,500	346,200	361,700	395,600
20	151,900	207,600	219,900	251,100	276,100	306,700	348,800	364,100	398,700
21	153,200	209,400	221,500	253,100	278,300	308,900	351,400	366,500	401,800
22	154,500	211,200	223,100	255,100	280,500	311,100	354,000	368,900	404,900
23	155,800	212,600	224,700	257,100	282,700	313,300	356,600	371,300	408,000
24	157,300	214,400	226,300	259,100	284,900	315,500	359,200	373,700	411,100
25	158,800	216,100	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	376,100	414,200
26	160,400	217,900	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	378,500	417,300
27	161,700	219,600	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	380,900	420,400
28	163,200	221,300	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	383,300	423,500
29	164,700	222,900	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	385,700	426,600
30	166,200	224,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	388,100	429,700
31	167,600	226,000	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	390,500	432,800
32	170,300	227,700	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	392,900	435,900
33	172,900	229,300	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	395,300	439,000
34	175,500	230,900	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	397,700	442,100
35	178,200	232,200	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	400,100	445,200
36	179,900	233,700	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	402,500	448,300
37	181,600	235,100	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	404,900	451,400
38	183,300	236,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	407,300	454,500
39	184,800	237,700	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	409,700	457,600
40	186,600	238,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	412,200	460,700
41	188,400	239,900	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	414,600	463,700
42	190,100	241,100	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	416,500	466,700
43	191,700	242,400	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	418,800	469,700
44	193,200	243,600	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	420,900	472,700
45	194,700	244,800	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	423,300	475,700
46	196,200	246,100	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	425,100	478,800
47	197,500	247,000	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	427,200	481,500
48	198,800	248,400	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	429,300	484,600
49	200,100	249,800	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	431,400	487,600
50	201,400	251,300	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	433,100	490,700
51	202,700	252,700	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	434,900	493,400
52	204,000	254,100	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	436,900	495,700
53	205,300	255,500	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	438,900	498,000
54	206,600	256,800	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	440,800	500,300
55	207,800	258,000	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	442,600	502,400
56	209,100	259,300	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	444,400	503,800
57	210,400	260,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	446,100	505,300
58	211,700	262,000	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	447,900	506,700
59	212,800	263,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	449,400	507,900
60	213,900	264,400	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	450,800	509,300
61	214,900	265,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	452,300	510,800
62	216,000	267,000	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	453,700	512,300
63	217,100	268,000	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	455,000	513,400
64	218,100	269,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	456,300	514,500
65	219,000	270,400	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	457,500	515,700
66	220,000	271,700	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	458,500	516,900
67	220,600	272,800	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	459,200	517,900
68	221,500	273,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	460,000	518,800
69	222,300	274,800	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	460,700	519,700
70	223,200	275,900	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	461,400	520,600
71	223,900	277,100	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	462,200	521,400
72	224,900	278,100	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	462,900	522,300
73	225,700	279,000	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	463,500	523,000
74	226,600	280,000	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	464,000	523,500
75	227,300	280,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	464,600	524,200
76	228,100	281,600	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	465,200	524,800
77	229,000	282,300	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	465,800	525,600
78	230,100	283,200	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	466,300	526,200
79	230,800	284,200	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	466,800	526,700
80	231,500	285,000	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	467,200	527,200
81	232,100	285,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	467,500	527,700
82	232,900	286,600	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	467,800	528,200
83	233,700	287,400	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	468,100	528,700
84	234,400	287,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	468,400	529,200
85	235,100	288,300	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	468,700	529,700
86	235,700	288,800	324,900	364,400	380,900	403,300	444,400	469,000	530,200
87	236,400	288,900	325,700	365,100	381,500	403,600	444,700	469,300	530,700
88	237,200	289,300	326,500	365,800	382,100	403,900	445,000	469,600	531,200
89	238,000	289,500	327,400	366,100	382,500	404,200	445,300	469,900	531,700
再任用	147,200	161,000	181,000	190,700	198,200	210,900	231,800	248,300	273,900

別表 2

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
22	319,400	394,500	449,000	514,700	602,600
23	322,900	397,100	451,400	516,600	603,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500	604,600
25	329,900	401,800	455,800	520,200	605,600
26	332,700	404,100	458,100	522,000	606,600
27	335,300	406,400	460,300	523,800	607,600
28	337,900	408,700	462,600	525,600	608,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400	609,600
30	342,800	413,100	467,100	529,200	610,600
31	345,000	415,100	469,400	531,000	611,600
32	347,400	417,200	471,600	532,800	612,600
33	349,700	419,300	473,600	534,400	613,600
34	352,100	421,200	475,700	536,200	614,600
35	354,300	423,200	477,800	537,900	615,600
36	356,800	425,200	479,900	539,700	616,600
37	359,200	427,200	482,000	541,300	617,600
38	361,600	429,200	483,800	542,900	618,600
39	364,000	431,200	485,600	544,300	619,600
40	366,200	433,200	487,400	545,900	620,600
41	368,500	435,100	489,100	547,400	621,600
42	369,900	436,900	490,900	548,800	622,600
43	371,400	438,600	492,700	550,200	623,600
44	372,800	440,400	494,500	551,500	624,600
45	374,300	442,300	496,100	552,700	625,600
46	375,700	444,100	497,800	553,700	626,600
47	377,200	445,900	499,600	554,700	627,600
48	378,700	447,600	501,400	555,700	628,600
49	379,900	449,400	503,000	556,700	629,600
50	380,900	451,100	504,300	557,600	630,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500	631,600
52	382,800	454,700	506,900	559,400	632,600
53	383,800	456,600	508,100	560,200	633,600
54	384,700	457,800	509,400	561,100	634,600
55	385,600	459,000	510,700	562,000	635,600
56	386,500	460,200	512,000	562,900	636,600
57	387,400	461,400	513,000	563,800	637,600
58	388,300	462,400	513,800	564,700	638,600
59	389,100	463,400	514,600	565,600	639,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300	640,600
61	390,600	465,200	516,300	567,200	641,600
62	391,100	465,900	517,100	568,100	642,600
63	391,500	466,600	518,000	569,000	643,600
64	392,000	467,300	518,800	569,900	644,600
65	392,300	468,000	519,700	570,800	645,600
66	392,600	468,700	520,600	571,700	646,600
67	392,900	469,400	521,300	572,600	647,600
68	393,200	470,100	522,200	573,500	648,600
69	393,500	470,500	523,100	574,400	649,600
70	393,800	471,200	523,900	575,300	650,600
71	394,100	471,900	524,800	576,200	651,600
72	394,400	472,600	525,700	577,100	652,600
73	394,700	473,000	526,500	578,000	653,600
74	395,000	473,600	527,400	578,900	654,600
75	395,300	474,300	528,300	579,800	655,600
76	395,600	475,000	529,000	580,700	656,600
77	395,900	475,400	529,800	581,600	657,600
78	396,200	476,000	530,700	582,500	658,600
79	396,500	476,600	531,600	583,400	659,600
80	396,800	477,100	532,500	584,300	660,600
81	397,100	477,700	533,300	585,200	661,600
82	397,400	478,200	534,200	586,100	662,600
83	397,700	478,700	535,100	587,000	663,600
84	398,000	479,200	536,000	587,900	664,600
85	398,300	479,600	536,800	588,800	665,600
86	398,600	480,200	537,700	589,700	666,600
87	398,900	480,600	538,600	590,600	667,600
88	399,200	481,100	539,500	591,500	668,600
89	399,500	481,600	540,300	592,400	669,600
再任用	266,400	287,600	314,800	351,300	401,300

別表 3

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	460,600
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	461,400
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	462,200
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	463,000
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	463,800
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	464,600
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	465,400
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	466,200
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	467,000
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	467,800
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	468,600
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	469,400
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300	470,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,700	471,000
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	431,100	471,800
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,500	472,600
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,900	473,400
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	432,300	474,200
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,700	475,000
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	433,100	475,800
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	433,500	476,600
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	433,900	477,400
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	434,300	478,200
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	434,700	479,000
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	435,100	479,800
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	435,500	480,600
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	435,900	481,400
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	436,300	482,200
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	436,700	483,000
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	437,100	483,800
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	437,500	484,600
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	437,900	485,400
再任用	203,300	213,500	217,100	222,200	230,300	248,900	271,100